

平成16年11月1日

「中小会社会計基準」の普及への取組みについて

日本税理士会連合会

「中小会社会計基準」の普及へのこれまでの取組み

中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」(H14.6)

「…専門家団体等による今後の検討の深化により、中小企業の会計について一層の充実が図られていくものと考えている。」

⇒ 日税連に対する検討要請

日税連「中小会社会計基準研究会」設置(H14.3)

「中小会社会計基準」公表(H14.12)

- ・全国税理士(約67,000名)に配布
- ・研修会の実施
- ・チェックリスト添付を指導
- ・日本税理士協同組合連合会「計算書類のネット公開サービス」開始

- ・政府系金融機関への協力要請
- ・三井住友銀行の「クライアントサポートローン」など民間金融機関との提携

「中小会社会計基準」チェックリストを活用した無担保融資商品

中小会社会計基準適用に関するチェックリスト(H15.3)

チェックリスト→〔 計算書類の作成に関与した税理士が、中小会社会計基準の適用状況について明らかにする書類 〕

金融機関からの計算書類への信頼性向上

日税連及び各税理士会と金融機関との提携による無担保融資商品

H16.10現在 22の金融機関においてチェックリスト提出を条件とする無担保融資商品が取り扱われている(別紙「一覧表」参照)。

例) 三井住友銀行「クライアントサポートローン」

利用条件	業歴2年以上・税金の未納がないこと・取引可能なエリア内
借入金額	5,000万円以下
利率・期間	2.75%～、最長5年(据置期間設定可)
担保	不要
保証人	第三者保証不要(代表取締役は連帯保証)
事務手数料	不要

実績(H15.8～H16.8) 3,809件(710億円)融資実行

会計参与制度と中小会社会計基準

会計参与制度の創設（平成17年予定）

意義

会計参与とは、株主総会により選任され、会計に関する専門的識見を有する者として、取締役・執行役と共同して計算書類を作成するとともに、当該計算書類を取締役・執行役とは別に保存し、株主・会社債権者に対して開示すること等をその職務とする株式会社の機関をいう。

機能

会計監査人の設置されていない中小企業において、税理士等が取締役・執行役と共同して計算書類を作成し、その保存・開示をすることにより、計算書類の虚偽記載や改ざんを抑止し、計算書類の記載の正確さに対する信頼を高めることができる。

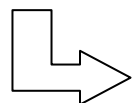
専門家が計算書類の作成に関与することにより、取締役・執行役の計算書類の作成や株主に対する説明の労力が軽減され、取締役・執行役が経営に専念することができる。

会計の質の向上

税理士等が会計参与に就任した場合には、

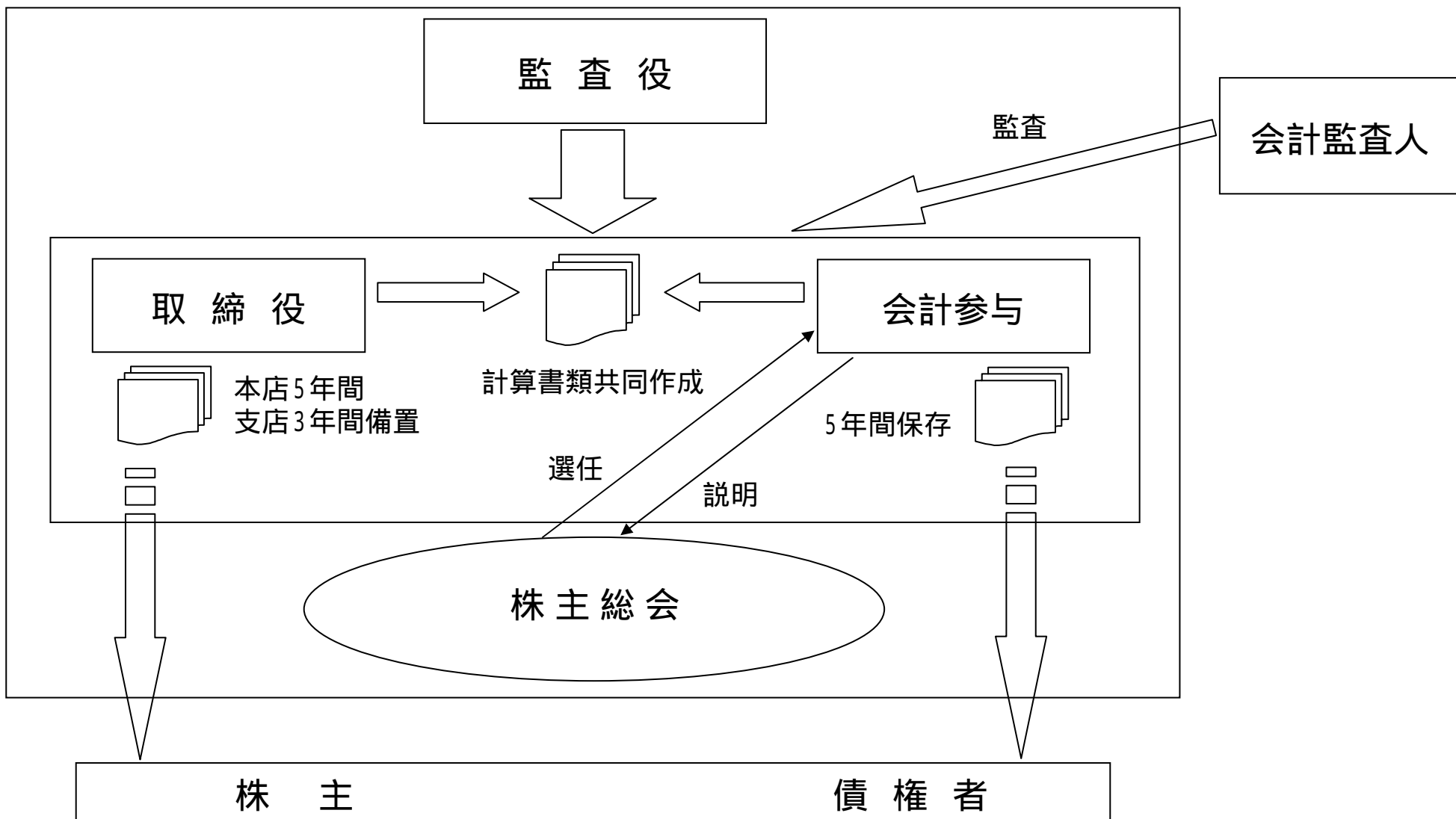
従 来 … 税法基準による会計処理

就任後 … 商法規定による会計処理 + 本来の申告調整による税務申告



中小会社会計基準の普及・定着

会計参与制度の概要



中小会社会計基準の継続的見直し

中小会社会計基準については、経済取引の変化や会計情報のニーズの変化に対応して絶えず見直しが必要。

日本税理士会連合会では、本年4月以降、「中小会社会計基準研究会」を再開して、当該基準の見直し検討を進めている。

固定資産

減価償却資産

キャッシュフロー計算書

税効果会計

のれん(営業権)

引き続き、研修会などによる啓蒙活動が必要。